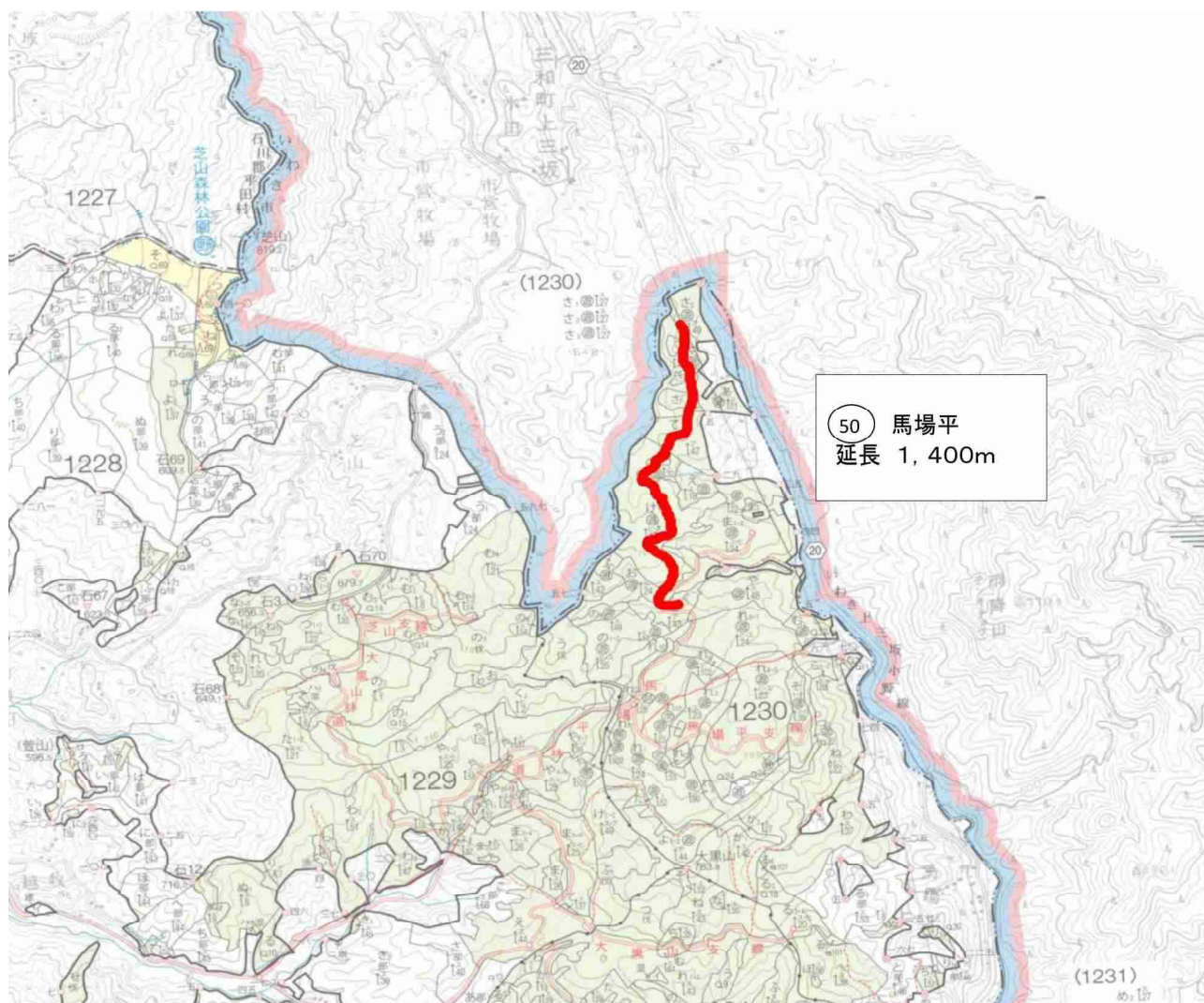
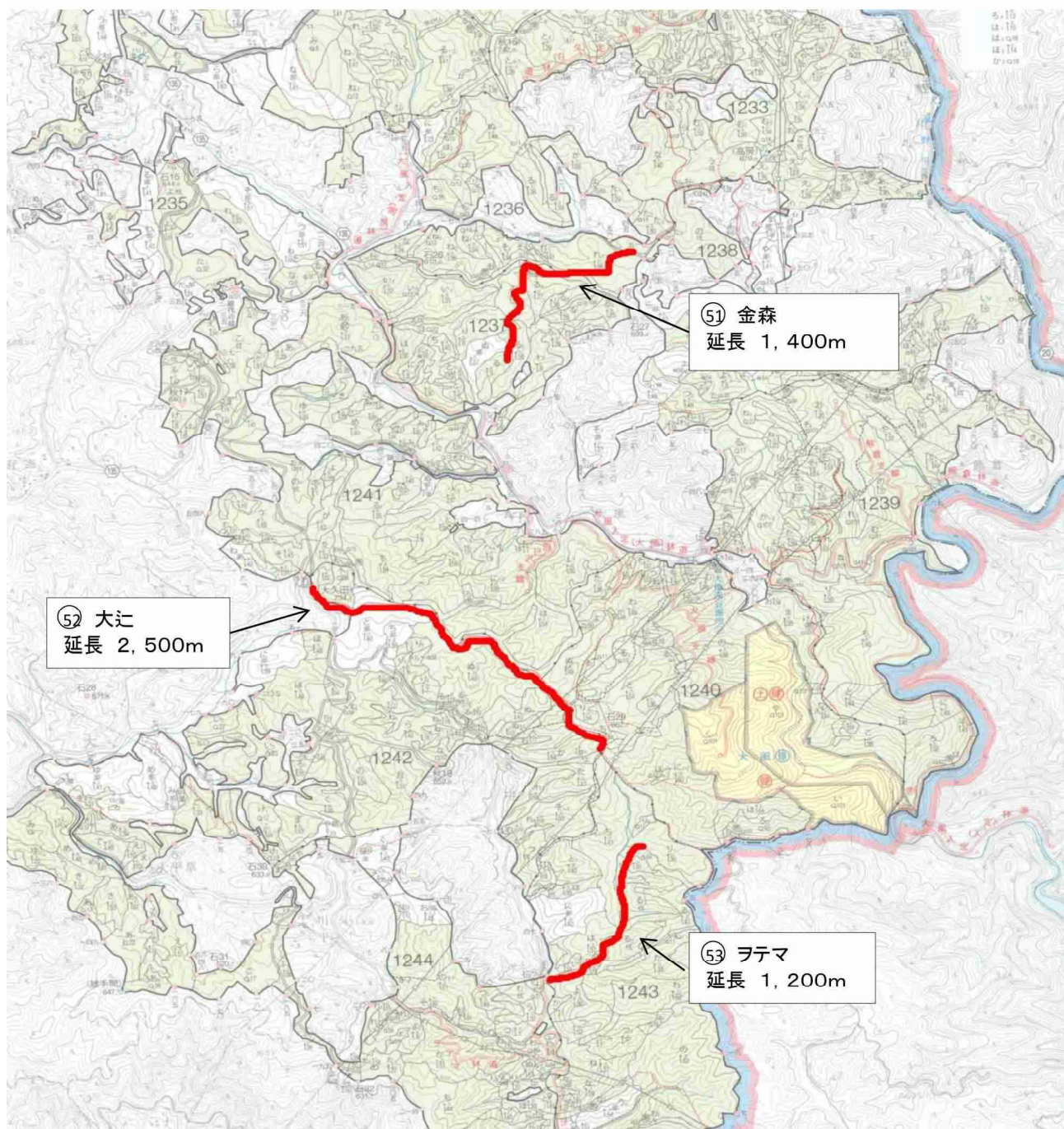


林道等の開設計画箇所位置図



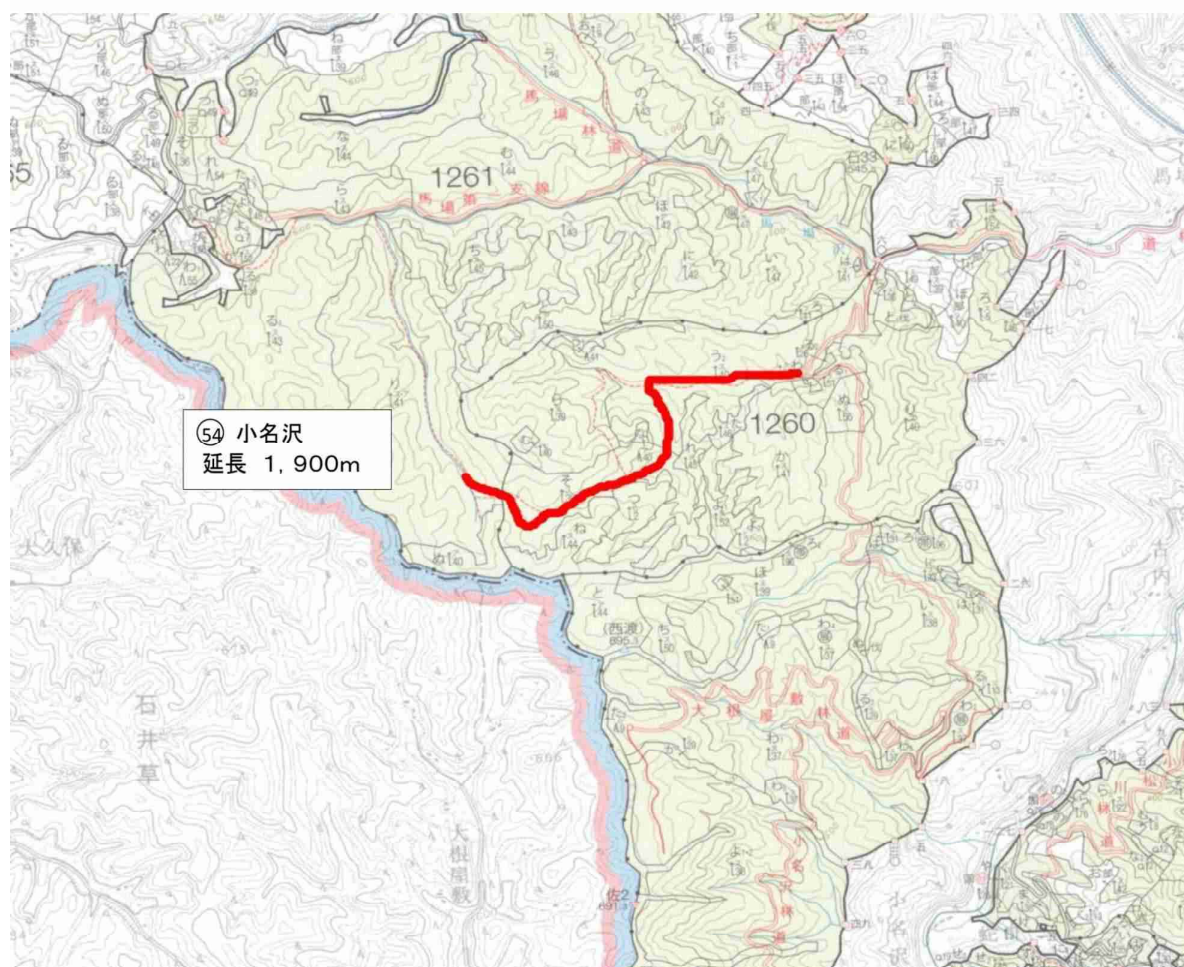
凡例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



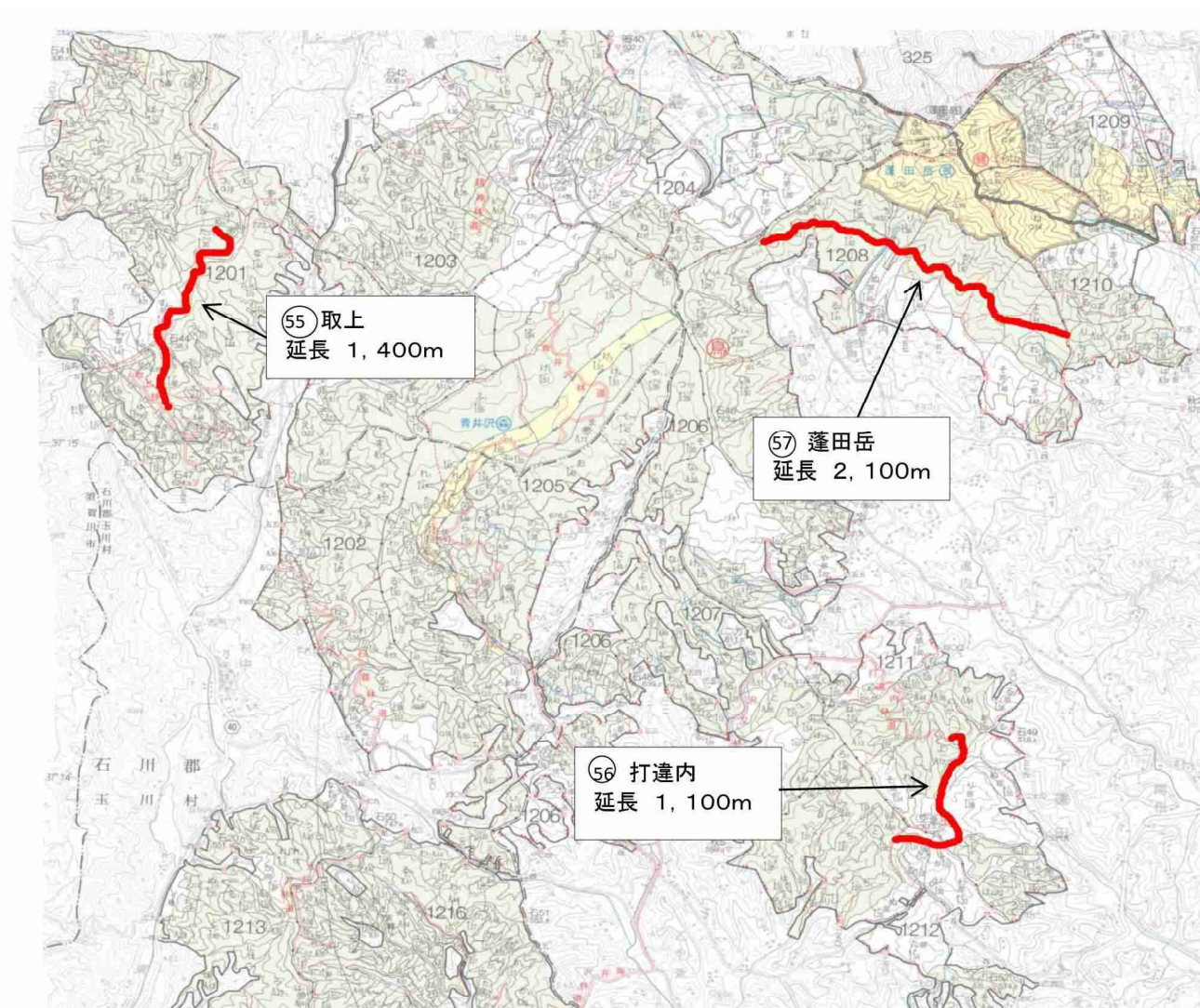
凡例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



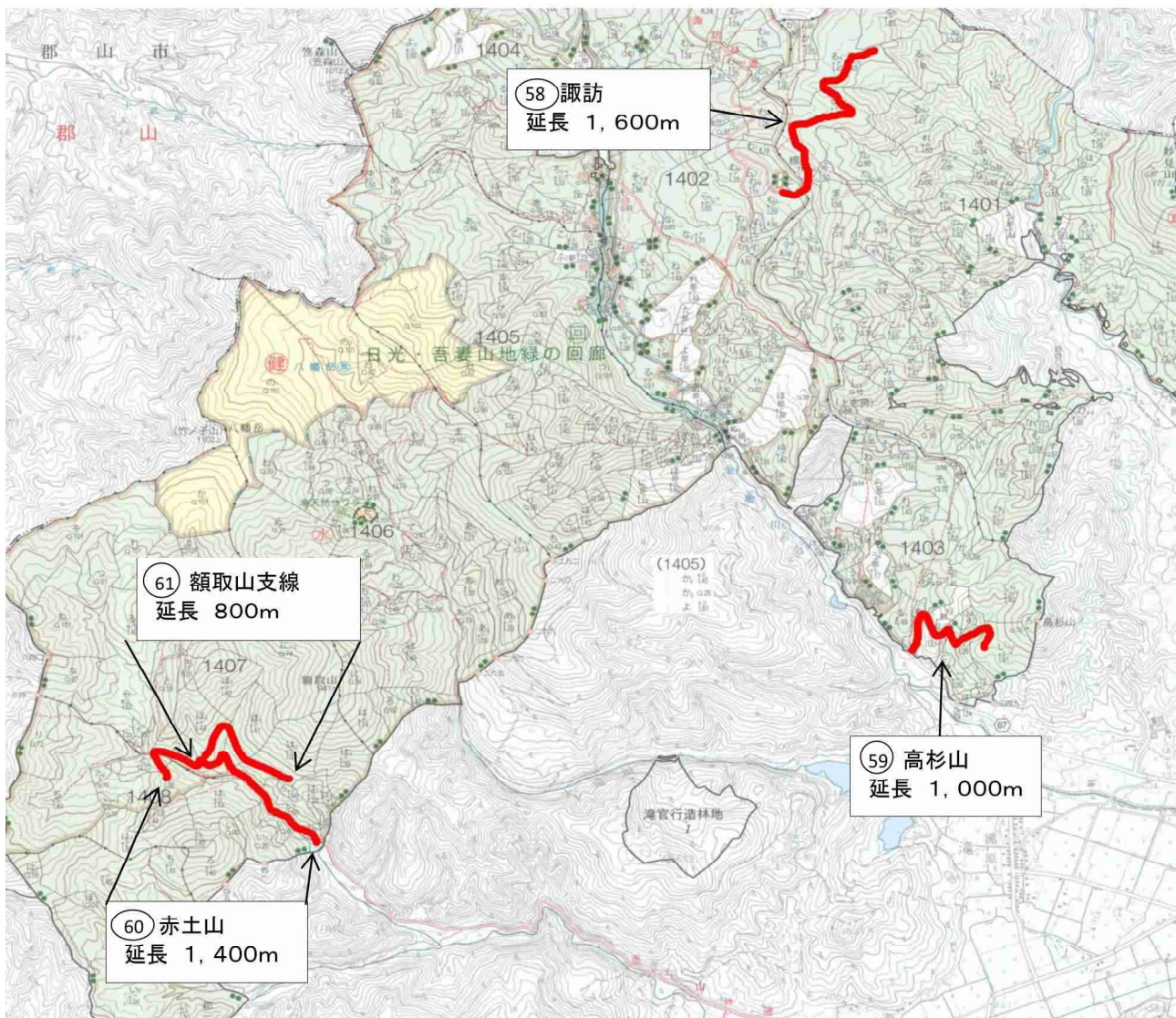
凡例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



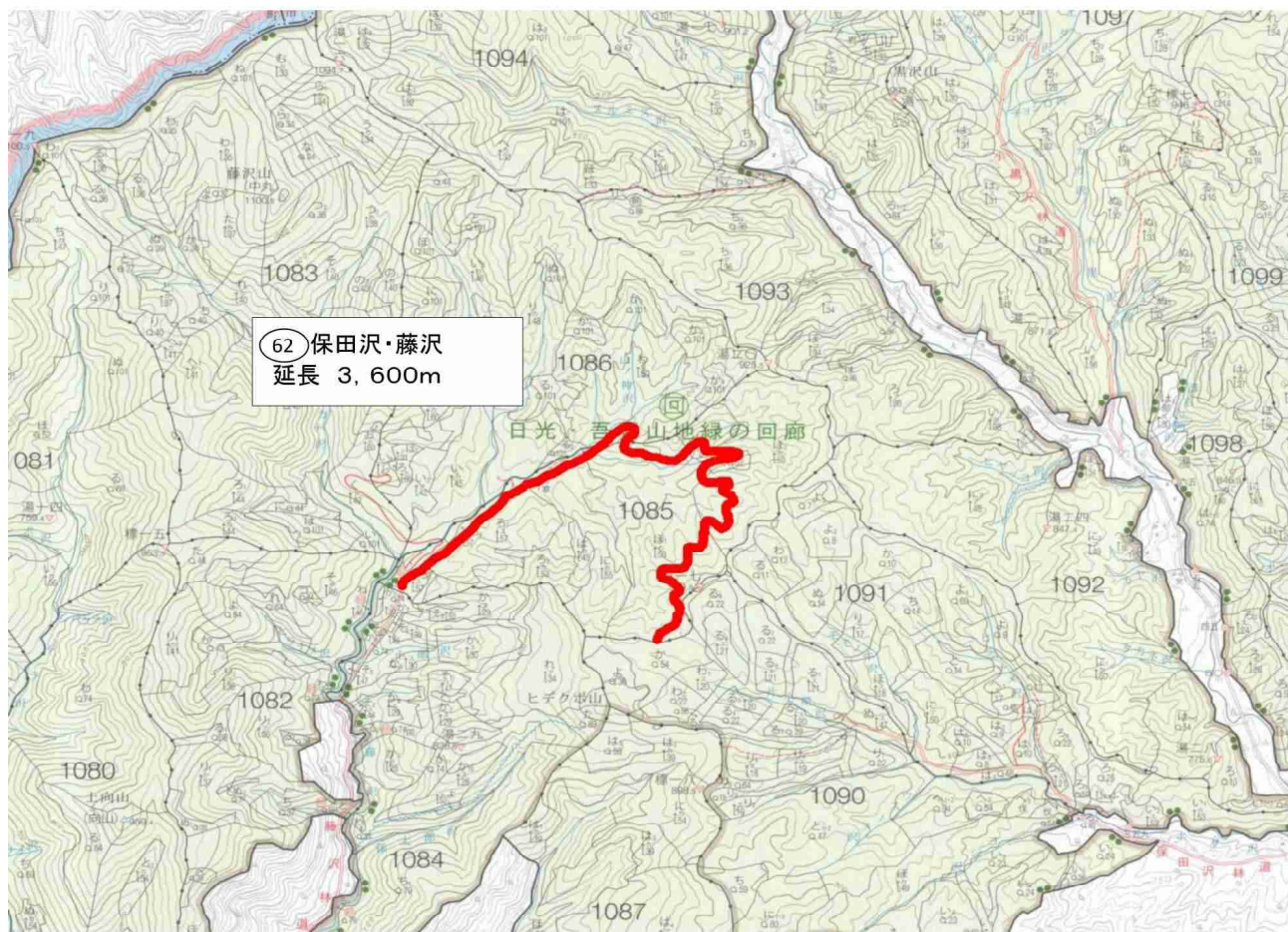
凡例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



凡例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



凡例	
	計画路線

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画	
総数（実面積）	66,250.20	60,226.56	
水源涵養のための保安林	59,124.22	53,106.71	
災害防備のための保安林	6,607.51	6,601.38	
保健・風致の保存等のための保安林	4,300.03	4,300.03	

(注) 1 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上したため、各保安林面積の合計数値とは一致しない。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。

②計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は 解除を 必要とす る理由
		市町村	区域（林班）		前半5カ年の 計画面積	
指定	総数			10,755.65	4,732.01	
	水かん	計		10,686.01	4,668.50	水源の 涵養
		福島市	62、63、65、66、67、76、 82、84、85、86、88	1,964.73	1,964.73	
		郡山市	215、216、217、218、 219、232、234、236、 237、323、324	1,617.99	749.05	
		二本松市	15、16、21、22	358.83	167.27	
		大玉村	1、2、3、4、5、7	1,275.36	1,103.27	
		天栄村	1072	77.59	77.59	
		白河市	1046、1047、1050、 1053、1054	182.54	90.77	
		古殿町	1265	34.81	—	

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面	積	指定又は 解 除 を 必要とす る 理 由
		市 町 村	区域（林班）			
指定	水 か ん	小 野 町	317、322	125.49	—	水源の 涵 養
		田 村 市	251、252、253、254、 256、257、258、259、 260、261、269、270、 271、272、273、274、 275、276、277、278、 279、280、283、284、 286、287、289、290、 291、292、293、294、 295、296、301、302、 303、304、312、313	5,048.67	515.82	
	土砂流出	計		52.30	47.17	土砂の 流出の 防 備
		福 島 市	59	0.09	0.09	
		須賀川市	1410	1.95	1.95	
		二本松市	21	3.42	3.42	
		川 俣 町	167	1.10	1.10	
		天 栄 村	1063、1072	11.60	11.60	
		白 河 市	1061	4.38	4.38	
		古 殿 町	1236、1238、1249	21.70	16.57	
		平 田 村	1220	8.06	8.06	
	土砂崩壊	計		1.50	0.50	土砂の 崩壊の 防 備
		白 河 市	1056	1.00	—	
		古 殿 町	1252	0.50	0.50	
	保 健 林	計		15.84	15.84	公衆の 保 健
		郡 山 市	218	15.84	15.84	

本表の種類欄に記載した略称の内容

略 称	正 式 名 称
水 か ん	水 源 か ん 養 保 安 林
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林
保 健 林	保 健 保 安 林

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		前半5カ年の 計画地区数		
福 島 市	26、27、28、30、32、36、37、38、42、 46、47、48、49、53、54、55、60、61、 62、64、67、81、82、83、84、87、94、 96、97、103、105、113、114、118、 120、121、122、123、124、125、126、 127、128、129、130、131、132、133、 134、135、136、137、138、148、149、 152	56	54	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
郡 山 市	201、202、203、204、205、206、207、 208、210、211、212、213、214、219、 229、232、234、242、322、323、426、 427、428、429、476	25	20	溪 間 工 山 腹 工 護 岸 工 本数調整伐	
白 河 市	1015、1044、1046、1047、1051、 1053、1054、1055、1056、1058、 1059、1060、1061	13	2	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
二本松市	7、9、18、166	4	4	本数調整伐	
桑 折 町	155、156	2	2	山 腹 工 本数調整伐	
伊 達 市	157、158	2	2	本数調整伐	
川 俣 町	159、160	2	2	本数調整伐	
大 玉 村	2	1	1	本数調整伐	
須賀川市	1401、1402、1404、1412	4	—	溪 間 工	
天 栄 村	1063、1068、1069、1070、1071、 1072、1073、1074、1075、1076、 1077、1084、1087、1088、1089、 1090、1091、1092、1093、1095、 1096、1097、1098、1099、1100、 1103、1104、1106、1109、1110、 1112、1113、1132、1140、1141、 1142、1149、1150、1151、1152、 1156	41	20	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
西 郷 村	1022、1023、1024、1036、1039、 1040、1041、1042	8	4	溪 間 工 山 腹 工	

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		前半5カ年の 計画地区数		
古 殿 町	1257	1	1	山 腹 工	
小 野 町	315、316、319、320、321、322	6	6	保安林管理道 本数調整伐	
田 村 市	247、248、249、250、251、258、303、 307、308、309、310、311	12	12	溪 間 工 本数調整伐	
合 計		177	130		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水 かん	総 数		48,438.21	別表 2、3の とおり	
	福 島 市	26～38、42～58、 60～61、64、67～75、 78～80、83、87、 90～133、135～140、 148～149、152～153	22,697.20		保健林 1,473.78 砂防指定 2,060.09 国立特保 794.86 国立特1 612.41 国立特2 1,752.68 国立特3 3,020.39 県自環特 110.60 史名天 234.39
	郡 山 市	201～206、208～214、 230～233、240～245、 426～429、476～477、	4,602.16		保健林 298.36 国立特1 197.17 国立特2 188.15 国立特3 482.84 県自環特 43.77
	[中 野]	5			
	二 本 松 市	12～13、17～19、166	818.66		保健林 616.06 国立特1 323.47 国立特2 279.74 国立特3 147.52 県立特2 35.13 県立特3 32.80 史名天 262.64
	桑 折 町	155～156	377.00		
	川 俣 町	159～162、164～165	527.33		
	大 玉 村	2～3、7～9、11	948.57		国立特1 55.04 国立特2 546.37 国立特3 334.63
	須 賀 川 市	1401～1409	1,504.65		保健林 102.33 砂防指定 5.14
	[滝]	1			
	天 栄 村	1067～1071、1073～1 121、 1128～1135、 1140～1160	10,396.46		保健林 437.60 砂防指定 48.49 県立特1 12.38 県立特2 202.71 県立特3 1,619.69

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水 かん	西 郷 村	1019～1021、 1036～1042	1,286.95	別表 2、3のと おり	
	白 河 市	1002～1003、 1005～1008、 1010～1018、 1043～1047、 1050～1062	3,211.03		
	小 野 町	314～317、319～322	601.52		県立特 3 86.08
	田 村 市	247～251、281、 307～311	1,466.68		県立特 2 9.88
土砂流出	総 数		6,174.35	別表 2、3のと おり	
	福 島 市	39、41、51～55、 59～60、62、81～82、 84、149、153～154	1,459.55		保健林 8.37 砂防指定 462.53 国立特保 50.12 国立特 1 110.09 国立特 2 192.99 国立特 3 225.27
	郡 山 市	208、215、217、229、 234～235、239～242、 244～246、476	373.28		保健林 73.92 砂防指定 1.43 国立特 3 57.17
	伊 達 市	157～158	513.80		県立特 3 209.57
	川 俣 町	167	103.95		
	大 玉 村	7、9	25.30		国立特 3 11.66
	須賀川市 [長 沼]	1403、1412～1413 6～7	52.72		
	天 栄 村	1069～1073、 1078～1079、 1088～1090、 1109、1130～1131、 1147、1149～1152、 1156～1157、1159、 1161	870.98		保健林 55.64 砂防指定 138.29 県立特 2 0.72 県立特 3 187.79

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土砂流出	西 郷 村	1019～1031、1039	2,396.02	別表 2、3のと おり	保健林 615.54 砂防指定 19.27 国立特1 229.20 国立特2 1,501.87
	白 河 市	1057	93.07		
	古 殿 町	1240	41.42		保健林 41.42
	小 野 町	315	17.22		
	田 村 市	267～269、271～272 274	227.04		保健林 58.74 県立特2 117.07 県立特3 108.47
土砂崩壊	総 数		127.66	別表 2、3のと おり	
	福 島 市	37～38、62、67	64.74		砂防指定 43.45 国立特3 6.36
	郡 山 市	218、221	29.26		
	二本松市	14	1.61		国立特3 1.23
	桑 折 町	156	22.54		
	天 栄 村	1108、1161	6.54		砂防指定 4.09 県立特3 4.06
	小 野 町	315	1.17		
	田 村 市	255	1.80		
干害防備	総 数		146.13	別表 2、3のと おり	
	郡 山 市	204、209～210	111.25		
	川 俣 町	160、164～165	23.34		
	田 村 市	258	11.54		
雪崩防止	総 数		99.06	別表 2、3のと おり	
	福 島 市	67	99.06		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
落石防止	総 数		6.51	別表 2、3のと おり	
	福 島 市	81	4.65		
	二本松市	9	1.86		国立特3 1.86
保 健 林	総 数		4,284.19	別表 2、3のと おり	
	福 島 市	26～27、33、50、55、 119～120、127	1,482.15		水かん 1,473.78 土砂流出 8.37 砂防指定 54.56 国立特保 760.19 国立特1 457.35 国立特2 142.45 国立特3 32.51
	郡 山 市	208、213～215、217、 223、240～242、325、 427～428、477	477.07		水かん 298.36 土砂流出 73.92 砂防指定 3.14 国立特3 9.69
	須賀川市	1204、1405～1407	104.69		水かん 102.33
	二本松市	12、16～20	782.60		水かん 616.06 国立特1 323.46 国立特2 271.19 国立特3 187.95 史名天 262.64
	天 栄 村	1112～1114、 1116～1119、 1128～1131、 1151～1160	529.15		水かん 437.40 土砂流出 55.64 砂防指定 0.51 県立特1 12.38 県立特2 237.58 県立特3 269.19
	西 郷 村	1019～1025、 1029～1031	624.84		土砂流出 615.54 砂防指定 19.27 国立特2 389.94
	古 殿 町	1239～1240	72.42		土砂流出 41.42
	平 田 村	1204、1208～1210	53.94		
	田 村 市	269、272、274、304、 307～308	157.33		土砂流出 58.74 県立特2 34.77 県立特3 23.97

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
砂防指定	総 数		3,056.31	別表 5のとおり	
	福 島 市	28～36、38～39、 41～44、46、51～56、 60、62～63、67、147	2,738.14		水かん 2,060.09 土砂流出 462.53 土砂崩壊 43.45 保 健 林 54.56 国立特保 20.77 国立特 1 54.56 国立特 2 813.12 国立特 3 1,397.87 史名天 22.87
	郡 山 市	208、234、428～429	25.52		土砂流出 1.43 保 健 林 3.14
	白 河 市	1006～1008、 1013～1015、 1055～1060	9.86		
	二本松市	14～15、21	7.35		国立特 3 2.11
	須賀川市	1402～1405	7.39		水かん 5.14
	天 栄 村	1073～1074、1077、 1080、1082、 1084～1085、 1088～1089、 1107～1109、 1131、1134、1137、 1140～1141、 1143～1145、 1147～1150、1161	241.54		水かん 48.49 土砂流出 138.29 土砂崩壊 4.09 保 健 林 0.51 国立特 3 4.06
	西 郷 村	1022～1024、 1029～1030	19.27		土砂流出 19.27 保 健 林 19.27 国立特 2 19.27
	古 殿 町	1248～1250、1254、 1257	4.73		
	田 村 市	280、283～284、 286～287	2.51		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国立特保	総 数		845.03	別表 4のとおり	
	福 島 市	33、45～46、49～50、 55～56、59	845.03		水かん 794.86 土砂流出 50.12 保 健 林 760.19 砂防指定 20.77 史名天 14.89
国立特1	総 数		1,529.94	別表 4のとおり	
	福 島 市	29、33、45、55、59	724.51		水かん 612.41 土砂流出 110.09 保 健 林 457.35 砂防指定 54.56 史名天 155.06
	郡 山 市	243	197.17		水かん 197.17
	二本松市	12、17、19	324.02		水かん 323.47 保 健 林 323.46 史名天 242.70
	大 玉 村	8	55.04		水かん 55.04
	西 郷 村	1026～1027	229.20		土砂流出 229.20
国立特2	総 数		4,473.95	別表 4のとおり	
	福 島 市	29～32、34～36、 44～45、49～52、 55～56、59～60	1,948.67		水かん 1,752.68 土砂流出 192.99 保 健 林 142.45 砂防指定 813.12 史名天 49.48
	郡 山 市	242～244	188.15		水かん 188.15
	二本松市	12、17～19	284.49		水かん 279.74 保 健 林 271.19 史名天 19.94
	大 玉 村	2～3、8、11	546.37		水かん 546.37
	西 郷 村	1019～1031	1,506.27		土砂流出 1,501.87 保 健 林 389.94 砂防指定 19.27

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国立特3	総 数		6,112.33	別表 4のとおり	
	福 島 市	27～31、36～39、 42～43、46、49、 51～53、55～56、 56～60	3,414.04		水かん 3,020.39 土砂流出 225.27 土砂崩壊 6.36 保 健 林 32.51 砂防指定 1,397.87 史名天 14.96
	郡 山 市	242、244	542.43		水かん 482.84 土砂流出 57.17 保 健 林 9.69
	二本松市	9、12～16、18～20	1,236.70		水かん 147.52 土砂崩壊 1.23 落石防止 1.86 保 健 林 187.95 砂防指定 2.11
	大 玉 村	2～3、7、9～11	919.16		水かん 334.63 土砂流出 11.66
県立特1	総 数		12.38	別表 4のとおり	
	天 栄 村	1155～1156、 1158～1159	12.38		水かん 12.38 保 健 林 12.38
県立特2	総 数		456.85	別表 4のとおり	
	二本松市	166	36.26		水かん 35.13
	天 栄 村	1112～1114、 1116～1117、 1128～1130、 1155～1160	288.20		水かん 202.71 土砂流出 0.72 保 健 林 237.58
	田 村 市	247～248、267～269、 272、274	132.39		水かん 9.88 土砂流出 117.07 保 健 林 34.77

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
県立特3	総 数		2,359.42	別表 4のとおり	
	伊 達 市	158	209.57		土砂流出 209.57
	二本松市	166	47.06		水かん 32.80
	天 栄 村	1078、1110～1121、 1128～1131、 1151～1161	1,844.71		水かん 1,619.69 土砂流出 187.79 土砂崩壊 4.06 保 健 林 269.19
	小 野 町	314、319～320	86.18		
	田 村 市	262～263、269、274、 313、318	171.90		土砂流出 108.47 保 健 林 23.97
県自環特	総 数		154.41	別表 5のとおり	
	福 島 市	112、116、122～123	110.60		水かん 110.60
	郡 山 市	233	43.81		水かん 43.77
史 名 天	総 数		497.06	別表 5のとおり	
	福 島 市	29、56	234.39		水かん 234.39 砂防指定 22.87 国立特保 14.89 国立特1 155.06 国立特2 49.48 国立特3 14.96
	二本松市	17、19	262.64		水かん 262.64 保 健 林 262.64 国立特1 242.70 国立特2 19.94
	古 殿 町	1235	0.03		

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

本表の種類欄に記載した略称の内容

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 かん	水 源 かん 養 保 安 林	土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	干害防備	干 害 防 備 保 安 林
雪崩防止	な だ れ 防 止 保 安 林	落石防止	落 石 防 止 保 安 林
保 健 林	保 健 保 安 林	砂防指定	砂 防 指 定 地
国立特保	国 立 公 園 特 別 保 護 地 区	国立特1	国 立 公 園 第 1 種 特 別 地 域
国立特2	国 立 公 園 第 2 種 特 別 地 域	国立特3	国 立 公 園 第 3 種 特 別 地 域
県立特1	県立自然公園第1種特別地域	県立特2	県立自然公園第2種特別地域
県立特3	県立自然公園第3種特別地域	県自環特	県自然環境保全地域特別地区
史 名 天	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物		

- 2 その他必要な事項
特になし

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		91,490.91	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
福 島 市	計	30,246.30	
	23 い〜ぬ4 24〜28 全 29 い〜る2、ロ 30 全 31 い〜ふ3、ロ、ハ4〜ハ5、31ハ7〜ハ8、1ホ1〜ト9 32 い〜つ 33 い1〜ほ 34 い1〜ろ 35 全 36 全 37 い〜お、イ4 38 い〜も 39 い〜お、ロ1〜ロ2 41 い1〜ね、ロ1〜ロ2 42 い〜か 43 全 44 全 45 い〜ロ1、ハ2〜ニ4 46 全 47 い1〜わ 48 い1〜イ1 49 い〜ね2、ロ 50 イ1〜イ3、イ5〜ハ 51〜54 全 55 い〜ハ 56〜58 全 59 い〜イ1、ロ1〜ロ3 60 い〜イ、ハ1〜ハ12 61 い〜ふ、イ2〜ロ2 62 い〜ニ1 63 い〜イ2 64 い〜よ、ハ 65 い1〜な3、ロ 66 い1〜れ 67 全 68 い1〜ろ2、ロ 69〜75 全 76 い〜う2、ロ1 77〜80 全 81 い〜の2、イ3 82〜84 全 85 い〜ロ 86〜92 全 93 い〜イ2 94 い1〜イ2 95 い1〜と 96〜133 全 134 い〜ね 135〜138 全		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
福 島 市	139 い～イ2 140～146 全 147 い～か2 148～154 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
郡 山 市	計	9,803.20	
	201～207 全 208 い1～ハ5 209 全 210 い1～し、イ2～ロ 211 い～る 212 い～イ1、ロ1、ハ1～ハ2 213～217 全 218 い～さ 219 全 220 い～え、ロ 221～228 全 229 い1～く 230～234 全 235 い～う6、ロ1～ロ3 236～246 全 319 む～け 322 え1～あ2、め～す 323～326 全 327 い1～ぬ6 328 い～て、ロ 426 い～あ 427 全 428 い～か2 429 い～こ 476～477 全		
須 賀 川 市	計	2,632.28	
	1201 全 1202 こ～も 1203 い1～つ2 1204 い～る1、よ、つ～ゆ 1205 ま～え3 1401 い1～す、ロ 1402 い～ハ2 1403～1409 全 1410 い～め 1411 全 1412 い1～イ 1413 全		
二 本 松 市	計	2,364.54	
	9 い1～り9、ぬ～わ 12 い～ち2、ハ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
二 本 松 市	13 い～ら 14 い～ハ1 15～16 全 17 い～に、イ2、イ4～ロ2 18 い1～わ2、ハ 19 全 20 い～ら、イ5～ロ 21 い～ら 22 い～イ 166 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
桑 折 町	計	400.16	
	155～156 全		
伊 達 市	計	513.80	
	157～158 全		
大 玉 村	計	2,817.79	
	1～6 全 7 い～せ 8 全 9 り10～り19、か～や 10 い～イ 11 全		
川 俣 町	計	822.52	
	159 い～イ 160 い～ロ 161～162 全 163 い～の、ロ1～ハ1、ハ3～ハ5 164～165 全 167 全		
天 栄 村	計	13,670.51	
	1063～1064 全 1065 い1～う6 1066～1071 全 1072 い～さ2 1073 い～イ、ハ 1074 い～む、ロ 1075 全 1076 い～ね4、イ2 1077 い～も、ロ～ハ2 1078～1091 全 1092 い1～へ 1093～1121 全		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
天 栄 村	1122 い1～ほ 1123 い～へ 1124 い～り、ホ 1125 い～つ 1126 全 1127 い1～ぬ2 1128 全 1129 い～り 1130 い～り 1131 い～ぬ、ロ 1132 い1～イ2、ロ2 1133～1154 全 1155 い～そ 1156 全 1157 い～な 1158～1159 全 1160 い1～る 1161 い～た		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
西 郷 村	計	4,302.32	
	1019 全 1020 い1～つ9、ハ～ホ2 1021 全 1022 い～か、ロ 1023 い～へ、ロ1～ロ2 1024～1026 全 1027 い～と2、ロ1～ニ 1028～1030 全 1031 い～る3、ロ 1032 い～へ 1033 い～ろ 1036～1042 全		
白 河 市	計	5,007.98	
	1001 全 1002 い1～つ 1003～1013 全 1014 い1～ぬ、ロ 1015 い1～イ 1016 い1～ま、ロ、ニ 1017 い1～ね 1018 い1～わ 1043 い1～そ2、ハ 1044 い～か、ハ1～ハ2 1045 全		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
白 河 市	1046 い1～と 1047 い1～ぬ 1048～1049 全 1050 い～わ、イ3 1051～1056 全 1057 い1～む、ハ 1058 全 1059 い～イ2 1060 い1～イ 1061～1163 全 1164 い～か 1165 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
古 殿 町	計	6,154.24	
	1221 い1～さ、ハ1～ニ 1222 い1～す3、ハ 1223 い1～め2 1224 い1～イ 1225 い1～よ2 1228 い1～こ 1229 い1～イ、ハ3～ニ 1230 全 1231 い～イ 1232～1233 全 1234 い～み、ハ2 1235 い1～な2、ロ1～ロ2 1236 い～な 1237 全 1238 い1～さ 1239 い～き 1240 い～て 1241 い～ひ、ハ 1242～1243 全 1244 い1～し、ロ 1245 い～て6 1246 い～き 1247 全 1248 い～け、ロ～ニ 1249 い～す3、ハ 1250 全 1251 い～つ 1252 い1～さ3、ロ、ニ、ト 1253 い1～ら 1254 い～う9、ロ 1255 全 1257 い～す、ハ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
古 殿 町	1259～1260 全 1261 い～や 1262 い～め2 1263 全 1264 い～イ 1265 い～え2、ハ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
玉 川 村	計	679.09	
	1202 い1～ふ、ハ 1205 い～や2 1213 い～ら 1214 い1～な 1215 い1～ゆ 1216 い1～れ2		
平 田 村	計	1,283.12	
	1204 る2～か、た～そ3 1206 い～つ2、ロ 1207 い1～む 1208～1209 全 1210 い～な 1211 い～み 1212 い1～つ2、ニ 1217 い～く 1218 い1～た 1219 い1～た3、ニ～ト 1220 い～も、ニ～ホ 1226 い～う4、ロ 1227 い～さ、ロ9		
小 野 町	計	953.53	
	314 い～ふ 315 い～め、ロ 316 全 317 い1～も、ロ1～ロ3 319 い～ら4 320～321 全 322 い～こ3、さ～ゆ		
田 村 市	計	9,839.53	
	247 全 248 い～よ 249 全 250 い～う、ロ1～ロ2 251 い1～も		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
田 村 市	252 全 253 い～ふ 254 全 255 い～イ15 256 い～え 257 全 258 い～け、ハ1～ニ 259 全 260 い1～も 261 い1～し 262 い～ひ、ロ1、ホ 263 い1～イ2 264 全 265 い1～と、ロ 266 い～う11、ロ 267 い1～む、ロ 268～270 全 271 い1～め 272 い～れ 273 い1～か 274～277 全 278 い～ロ 279 全 280 い～ま 281 全 282 い～た 283 い～け 284～286 全 287 い1～ふ 288 全 289 い1～イ、ニ 290 全 291 い1～よ 292 い1～ま 293 全 294 い～ふ 295 い1～ら 296 い1～け3、ハ 297 い1～ら 298 い～れ3 299 い1～ぬ 300～302 全 303 い～つ4 304 い～つ 307～308 全 309 い～ね 310 全 311 い～め、ロ 312 全 313 い～や、ロ 318 い～イ1		施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		14, 154. 75	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
福 島 市	計	6, 496. 83	
	23 め1～ぬ4 24 は1～は3 28 ち～よ、く～ハ 29 い～る2、ロ 30 い、か、れ～ね2、ら、う～の2 31 い～ふ3、ロ、ハ7～ハ8、ホ1～ト9 32 い～つ 33 い1～ほ 34 い1～ろ 35～36 全 37 へ、ち、わ2、お、イ4 38 い～ち3、よ～た、て～み、し2～ひ 39 い～る5、わ2、よ1～お、ロ1～ロ2 41 は1、に、か～そ2、そ4～そ5、そ8～ね、ロ1～ロ2 42 い～へ、ち～ぬ 43 は2、ほ～と 44 い～ろ、に 45 い～る 46 と、り～イ 49 ロ 51 め～イ 52 い～に、と1～イ 53 ち～よ 53 そ1～つ、イ1～イ2 54 い1～ほ、れ～な、ふ～え 55 い～ち、ぬ～る2、ロ1～ハ 56 全 57 ろ1～に 58 め1～ぬ3、わ 59 い～イ1、ロ1～ロ3 60 い～イ、ハ1～ハ12 61 い 62 に～く1、け1～け2、こ～ハ 63 た、イ1 67 い、は～ほ2 67 お～し、イ1～イ2 74 り～ぬ1 76 ロ1 81 い、は2～に、ほ2～ち、る、イ3 82 と～わ2、イ3～ロ2 84 ろ～は3、に～ほ、イ7 86 い 89 い1 100 ろ、に 104 に 106 ろ～は 107 と		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
福 島 市	108 は 110 に、へ～と 111 は 112 い2～は 116 る 121 イ3、イ5 122 つ 123 る1 126 と 135 た2、そ～つ 147 か2 148 な 149 い～ほ、ち 152 は2、に～ほ 153 に～へ2、り 154 全		施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
郡 山 市	計	1, 149. 71	
	204 お～く 208 と1～ち、ぬ～か2、う2～う3、や3、け～て、 き2～き3、ゆ2～ロ1、ハ1～ハ5 211 と 213 ね1 214 に、る1 215 よ～た 217 ぬ～る1 218 ろ～は、の～く 221 わ 229 い1～は1、に～ほ、れ2、そ2、つ2、な 233 ぬ1～ぬ3 234 に、へ1～と2、と5～と6、ち、た、そ 235 む 240 い1 241 ね1～ね2 242 そ1～そ2 243～244 全 245 い1～い2 246 い～は、へ3 426 る2、ら 428 ろ～は2、ち2、ぬ4、る3～る4、る6、わ6 429 い、つ1～つ2、む4、の、お2～お3、く3、や2～ま 476 ら		
須 賀 川 市	計	23. 20	
	1402 わ1～か、そ4、そ7、ロ 1403 の、や 1404 い2～い3 1405 う3、ま2、ふ2、イ 1412 ち3、ぬ～る1 1413 る1		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
二 本 松 市	計	523.33	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	9 り9 12 ハ 13 わ2、か、た2 14 ろ、に～ほ1、ほ3 15 ろ～に 17 は1～に、ロ1～ロ2 18 わ1 19 へ2～と2 20 る 21 い、な～ら		
桑 折 町	計	400.16	
	155～156 全		
伊 達 市	計	240.71	
	157 い7～い8、い10～い12、ろ4、は13、へ5、へ10、ち～ぬ、 る2、わ2～わ3、つ1～や 158 い1～い5、ろ12、は1～は2、ほ～へ1、と、り～る3、 る8～か、た1、れ～そ		
大 玉 村	計	807.13	
	2 て～め、イ 3 わ1～イ 7 や1～や2、け1～ふ、さ1～き3、め1～め2、ひ2、せ 8 全 9 り11～り15、り17～り19、よ1、た1、た3～そ、ね、む2、や 10 は7～は9、に2、に8～に9、か1～か2 11 ら		
川 俣 町	計	101.25	
	167 い1～は7、ほ～ロ4		
天 栄 村	計	1,585.11	
	1069 に1～つ 1070 い～へ 1071 た2 1072 い、る～わ2、の1～け2、え～あ 1073 い、ほ～と2、ぬ～る2、ま～け、イ 1074 ロ 1077 に、よ1、た～れ、ロ～ハ2 1078 全 1079 に 1080 い、は～に 1082 い～ろ、と、わ、ね		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
天 栄 村	1084 ろ、ほ～へ、り、る1～る2 1085 い 1088 い1～い4、ろ2、ほ、と～ち、わ～イ 1089 い～ほ、と～ち、イ～ロ 1090 は 1107 イ 1108 い～ろ、ち1～ち2 1109 ほ～ち 1130 は～ほ 1131 は～ほ、ち～ぬ 1134 い～ろ 1137 い1～い2 1140 い、ほ 1141 い、ほ、り 1143 い、は、る3～か 1144 い2、ろ2、は2 1145 い2、ろ2、は2、と2 1147 い～に2、ち1～ち2 1148 い1、ち1 1149 い～ろ2、ぬ 1150 い～に 1151～1152 全 1153 い、ろ8、ほ 1154 い、ろ4、は～に、ち1～ち2 1155 い、へ～と、ぬ2、よ1～そ 1156 い～ろ2、り1～ぬ 1157 い、わ～よ、つ 1158 ほ1～へ 1159 い、ぬ1～る 1160 は1～は2 1161 い～は		施業方法に ついては、 II-第3-4 -(1)-イの とおり
西 郷 村	計	2, 403. 84	
	1019 イ～ハ 1020 ニ～ホ2 1021 イ 1022 い～ろ、り～か、ロ 1023 い～へ、ロ1～ロ2 1024～1026 全 1027 い～と2、ロ1～ニ 1028～1030 全 1031 い 1039 ほ3、へ3		
白 河 市	計	105. 44	
	1006 る1 1007 い		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
白 河 市	1008 い2、は2、る4、か5 1013 り1～り3、ぬ4～ぬ5、か 1014 ロ 1015 イ 1056 い2、ほ、わ2、よ2 1057 い1、ろ1～は1、る、よ～た、そ1～そ3、ハ 1058 い 1059 へ、つ～な、や～ま、イ2		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
古 殿 町	計	55.53	
	1240 や 1248 の2、や 1249 お～く1、や2 1250 い 1252 う4、う6 1254 い～ろ2 1257 は2～に1、る1、か～よ1 1265 い、は1、の2～の3		
小 野 町	計	18.39	
	315 い、ふ1～め		
田 村 市	計	244.12	
	255 う2 258 に～ほ、ぬ、よ 267 む 268 つ～イ 269 い～う1、の～や 271 ね 272 い、へ 274 い1～い2 280 や5～や6 283 に2、る3 284 る3 286 う2 287 ろ1、へ2～へ3		

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当無し

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 計		16,348.59	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
福 島 市	計	5,611.31	
	26 い～ほ、イ 29 ち～る2 30 か、れ～の2 31 ほ1～ほ3、か～よ、れ、ね～な、む1～ま、ハ4～ハ5、 31 ハ7～ハ8、ト4～ト5 32 い、か～そ 33 い1～ほ 34 い1～ろ 35 ろ 36 る1～る2 37 い、わ2 38 い～ふ、し1、も 39 い～る5、わ2、よ1～お、ロ1～ロ2 43 は2、ほ 44 全 45 い～ロ1、ハ2～ニ4 46 ち、ぬ～イ 49 よ、つ～ね2、ロ 50 イ1～イ3、イ5～ハ 53 な2 55 と～イ、ロ7～ハ 56 い～ろ、ほ～へ 59 と～り、ロ2～ロ3 61 い～ろ 86 か 100 ろ、に 101～102 全 104 に 105 い 106～109 全 110 に、へ～と、ぬ～る2 111 ろ～ほ 112 全 113 れ～そ 116 ぬ～る 119 は～ほ、ぬ2～か 120 い、は、へ1 121 り～ぬ、イ3、イ5 122 そ～つ 123 る1～る2 126 と 127 と、ぬ 148 な		
郡 山 市	計	1,635.41	
	208 ち、ぬ～か2、け～て、イ1～ロ1、ハ1～ハ4 211 へ～と、ぬ2 213 よ～ね2		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
郡 山 市	214 る1 215 た 217 る1 218 い～と、の～く 219 れ 220 る4 221 ほ 222 れ 223 れ～そ 225 つ 227 ち～り 228 る1 233 は～ほ、と～わ 240 い1、ろ2、に～る 241 と～ぬ、か～ね2 242 い、り2、そ2～つ 243 全 244 い2～ほ2 245 い1～い2 324 せ、ロ 325 わ1～わ2 426 あ 427 そ 428 か1～か2 429 こ 476 の 477 は、ほ1～と、イ、ロ2		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
須 賀 川 市	計	233.47	
	1204 る1 1205 け2、ふ2 1405 ぬ、な1～う2、の～く 1406 た、う2～ま、ふ～こ 1407 か～よ、れ～ね		
二 本 松 市	計	1,455.52	
	9 い2、い8、に～ほ、ち1～り9、ぬ～わ 12 い～ち2、ハ 13 い～わ1、わ3～わ6、よ～ら 14 い～う3、く1～や1、ま～ハ1 15 い～と2 16 全 17 い～に、イ2、イ4～ロ2 18 ろ3、は～わ2、ハ 19 に～と2 20 い～は、ぬ1～ぬ2 166 る2、む～の2		
大 玉 村	計	1,853.01	
	2 て～イ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
大 玉 村	3 全 4 い1～れ8、そ2～む2 5 い1～ろ、5は2、に～ほ、へ2、と2～か、た1～な10、 む1～う4、お1～お3 7 い～せ 8 全 9 り10～り19、か～や 10 い～つ 11 そ～ら		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
川 俣 町	計	0.43	
	159 く、や2		
天 栄 村	計	2,315.05	
	1112 ろ 1113 い 1114 い～ろ、ち、ぬ～わ 1115 い 1116 い～ろ 1117 全 1118 い、ろ2 1119 い、ろ2 1120 い4 1122 い2～ほ 1123 に1～へ 1124 と1～り、ホ 1125 は～に2、へ～ち1、り1、つ 1127 ろ 1128 い～と2、と4～ち3 1129 い～り 1130 い～は、へ～り 1131 い～ろ、へ～ち 1145 る1～よ2 1146 り、わ2、か～イ 1151 へ、か 1152 ろ～イ 1153～1154 全 1155 い～そ 1156 い～ろ2、ほ～ぬ 1157 わ～ね 1158 は1～へ 1159 と2～と3、り1、り4、ぬ1～る 1160 い1～る 1161 と1～ち3、り2、ぬ1～た		
西 郷 村	計	2,513.16	
	1019 ほ～へ、イ～ハ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
西 郷 村	1020 に、た、そ、ニ～ホ2 1021 全 1022 い～へ5、と1～か、ロ 1023 い～へ、ロ1～ロ2 1024～1026 全 1027 い～と2、ロ1～ニ 1028 全 1029 い～る、か、た～イ4 1030 い～ろ、イ 1031 い		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
白 河 市	計	73.09	
	1047 ぬ 1057 い1～は2、に5、む 1059 ぬ～る1、わ～う2、イ1～イ2		
古 殿 町	計	101.35	
	1228 そ～な 1235 た2 1239 い 1240 い、く1～や 1246 い～ろ、か～よ、き 1261 や 1262 く、て		
玉 川 村	計	11.40	
	1205 ほ1、か2～よ、た2、れ2、そ2、ら3、う3		
平 田 村	計	112.40	
	1204 る2わ 1208 へ～と 1209 と～り 1210 つ～な 1219 た2 1227 ま1～て2、ロ9		
小 野 町	計	37.27	
	314 ぬ 319 い		
田 村 市	計	395.72	
	247 つ 248 ほ 262 て1、あ1～あ2、き1～き2、め、し～ひ 263 ふ16、し～ひ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
田 村 市	269 い、ち1～ち5 272 い～ろ、へ、と2、ぬ3 274 い1～い2、る3～る5 303 は～ほ2 304 へ～り、つ 307 く～や 308 よ1～た 310 か 313 ろ3、は3、へ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり

- 3 1 及び 2 のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域
該当なし

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	(1) 主伐に係るもの イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 (2) 間伐に係るもの イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	(1) 主伐に係るもの イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわた

事 項	基 準
3 植 栽	り帯状に残存することとなるようにするものとする。 ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。 (1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表 3 保安林の種類別の伐採の方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養 保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出防備 保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。
土砂崩壊防備 保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、択伐。
干害防備 保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
なだれ防止保安林 落石防止保安林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。 2 その他の森林にあつては、禁伐。
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。

別表 4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施 業 の 方 法
特 別 保 護 地 区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第 3 種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表 5 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「福島県砂防指定地等管理条例施行規則」（平成15年 3 月24日福島県規則第21号）による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年 1 月17日付け38林野計第1043号林野庁長官通達）による。
県自然環境保全地域 特 別 地 区	「福島県自然環境保全条例」（昭和47年10月20日福島県条例第55号）及び同施行規則（昭和47年11月17日福島県規則第73号）による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「文化財保護法」（昭和25年 5 月30日法律第214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号）による。 県指定のものについては、「福島県文化財保護条例」（昭和45年 7 月20日福島県条例第43号）及び同施行規則（昭和45年 7 月21日福島県教育委員会規則第5号）による。